熊本県における情緒通級指導教室の現状と課題

古 田 弘 子*·本 田 華 代**·小 野 美和子** 西 正 道**·安 武 和 幸**

The present situation of "Tsukyu" system for emotionally disturbed children in Kumamoto prefecture: problems and future prospects

Hiroko Furuta, Kayo Honda, Miwako Ono, Masamichi Nishi and Kazuyuki Yasutake

Abstract

This study undertook an investigation of the present state of the "Tsukyu" system for emotionally disturbed children in Kumamoto prefecture, and examined the future prospects of the system. The conclusions of the study are as follows:

- (1) The establishment of more classes utilizing the "Tsukyu" system is needed.
- (2) It is important to promote a better understanding of the "Tsukyu" system among people in and out of school.
- (3) Teaching methods adapted to the unique disability of each child must be developed.

はじめに

平成5年度から制度化された「通級による指導(以下,通級制)」は、通常の学級に在籍しながら多様な教育的ニーズをもつ子どもに適切な教育を提供するものであり、特殊教育の提供範囲の拡大に向けた画期的な制度であるととらえられる。通級制制が導入されてから7年が経過した現在、情緒通級指導教室(以下、情緒通級教室)での指導を受けている。しかし、情緒通級教室に焦点をあてた先行研究は限られている。場別と等川(2000)は、通級の方式を実際に採用を規数育の意見や要望の調査を実施し、情緒学級に籍別の保護者に対して明緒等級に発明の意見や要望の調査を実施し、情緒学級に在籍していた児童の進路上間、国立特殊教育総合研究所の調査研究がみられるだけである。

本研究では、筆者らが居住する熊本県における通 級指導教室を分析対象として取り上げることとする。 熊本県の場合、小学校では、情緒・言語・難聴の各障 害別通級指導教室が設置され、中学校では難聴通級 指導教室が設置されているのみである。一方、情緒 通級教室で指導を受けている児童数は増加の傾向に あるが,情緒障害児の指導の場としては情緒障害特 殊学級が多くを占めているという傾向が顕著である.

本研究は、熊本県における小学校に設置された情緒通級教室に焦点をしぼって、その特徴を明らかにした上で、現状と今後の課題について検討することにより、情緒通級教室が抱える問題点を明らかにし、今後の方向性への示唆を得ようとするものである。

対象及び方法

1. 調査対象

熊本県内小学校の情緒通級教室設置校3校

- 2. 調査期間
 - 平成12年10月から11月
- 3. 調査方法

訪問法による聞き取り調査

4. 調査項目

24項目 (资料1)

結果及び考察

1. 設置の状況

本県の情緒通級教室は,熊本市内2校3教室,八 代市内1校1教室,計3校4教室が設置されている。 設置状況を図1に,児童数と担当者数を表1に示した。

^{*} 障害児教育学科

^{**} 教育学研究科障害児教育専修

表 1 情緒通級指導教室の設置年及び 児童・担当者数

(平成12年10月現在)

	小学校	設置年	児童数	担当者数
熊本市	五福	H 9.4	8	1
	健軍	H 9.4	15	2
八代市	代陽	H11. 4	7	1
	計		30	4



図1 熊本県における情緒通級指導教室配慣図

2. 対象児について

(1) 自校通級児童と他校通級児童について

情緒通級教室では、自校通級(通級教室設置校に 在籍する)児童、他校通級(通級教室設置校以外の 籍を有する)児童が指導を受けている。図2に、自 校通級児童と他校通級児童の比率を表した。どの教 室においても、他校通級児童数が多く、全体の83% を占める。情緒通級教室は、熊本市内の中心部と東 部、八代市中心部に位置し、各市内全域をカバーで きるように設置されているが、他校通級児童の場合、 保護者の送迎のもとに通学をするため、保護者に対 して、時間的・金銭的負担をもらしている。

(2) 障害種別について

情緒障害は、一般に大きく2つのタイプの障害に分けられる。一つは、自閉症を中心とする各種の発達障害(以下、発達障害群)で、もう一つは、かん黙等の心理的な要因が大きいとされる心因性障害

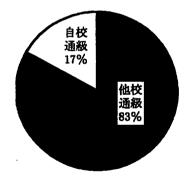


図2 自校通級児童と他校通級児童の比率

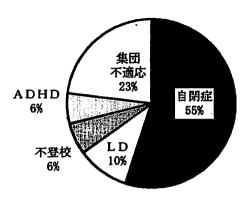


図3 障害種別児童の割合

(以下、心因性障害群)である。本県における通級 教室の児童の障害種は、発達障害群(71%)では、 自閉症または自閉的傾向があるもの(以下、自閉症)、 LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動障害: Attention Deficit Hyperactive Disorders、DS M-IV:1994))と心因性障害群(29%)では、不 登校、集団不適応が挙げられた(図3)。しかし、 発達障害群の中にも不登校と称する児童もいること が推測され、障害を厳密に分けることは困難である と思われる。

障害種別の割合については、自閉症が55%と最も多く、集団不適応23%、LD10%、不登校6%、ADHD6%の順であった。今後、障害の複雑化・多様化により、特別な教育的ニーズをもつ児童がさらに増加する傾向にあると思われる。

3. 指導

聞き取り調査の結果,明らかになった事柄を以下で3つの項目に分け,整理する.

	月	火	水	木	金	土
8:50-10:20	個別	小集団	小集団	小集団	小集団	教育相談
10:40-12:10	個別		個別	個別	個別	
14:00-15:30	教育相談			教育相談		
15:30-17:00	職員会	個別	個別	研修		

表2 情緒涌級指導数室の调指導時間及び日課表の一例

(1) 指導計画について

指導内容は,児童一人ひとりの状態に即して,個別の指導計画が作成されている.

1) 項目について

- ・自立活動の項目に従って、独自に指導のまと めを作成する。
- ・同校の惰緒通級教室担当同士で話し合って決 定、作成する。

2)作成時期

- ・新規の場合……1学期末の保護者懇談
- ・継続の場合……3学期末

3) 指導上、作成上の悩み

- ・週に数回の指導では、児童の十分な実態把握 ができていないために、指導方針、指導計画 がなかなか進まない。
- ・児童の実態に合わせた指導ができているか不 安である。
- ・近隣に相談できるところがない.
- ・同校や他校の情緒通級教室担当に相談する他, 研修や本等を参考にする。
- ・巡回指導のための時間と予算がなく、他校と の交流がなかなかできない。
- ・周囲への働きかけも必要だが本人だけの指導 に終わってしまう。

このように、指導計画においては、児童の実態把握が困難で、各学校独自の方法で指導を行っている。また、指導上の相談は、情緒通級教室間で密に情報交換をしているところもあれば、そうでないところもあった。今後は、他校情緒通級担当、情緒学級担任、各特殊学級担任、学校長や教頭等とより密接に連携をとっていく必要があると考えられる。

(2) 指導形態

指導については、児童の実態や学年等により、以下の4つの形態がとられている。

- ・1対1の個別指導中心
- ・小集団指導中心

- ・1対1の個別指導を主とし、小集団の指導(30 分程度)を併用
- ・小集団指導を主に、1対1の個別指導を併用

(3) 指導時間について

指導時間は、1回あたり90分とし、週1~3回の 指導を行っている。表2に週指導時間の一例を示す。 尚、不登校生徒に対して、指導時間を多く設定した 学校もみられた。表2の時間割例をみると、5時間 程度の空き時間はみられるが、実際には、軟材準備 や指導記録等の時間がなかなか確保できないという 意見が3校すべてから出された。これは、指導時間 以外にも突発的な校内での補欠授業等の他の仕事が 入ってくるためである。また、学校行事等がある場 合、他校通級児童の指導時間と重なることから、時 間調整が難しく孤立感をおぼえるという通級教室な らではの意見もあった。

4. 教員について

教員としての教職経験年数は、担当教員 4名全員が15年以上であった。また、特殊教育経験年数は、5年未満が1名、10年以上が2名、15年以上が1名であった。その中で情緒障害教育の経験年数は、5年未満が1名、5年以上が2名、10年以上が1名であった。特殊関係の免許状については、4人中3人が登聴学校一種を取得していた。

また、教職経験が15年以上の教員が悄緒障害教育 に従事していることがわかる一方で、各学校ごとに、 特殊教育経験年数にはばらつきがみられるのも事実 である、今後さらに、教員配置のあり方を考えてい く必要があると思われる。

ここで、全国の情緒通級教室についての調査結果を本県の結果と比較・検討してみたい(図4)、特殊教育経験年数の平均は、本県で11.4年、全国では8.32年である。緒障害教育経験年数の平均は、本県では7年、全国では5.23年であった。本県は、情緒通級担当教員数が4名であり、単独に比較すること

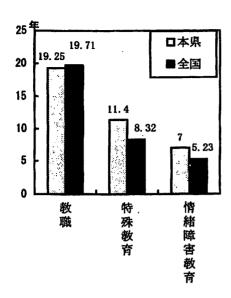


図4 本県と全国の各経験年数平均の比較

はできないが、現在のところ、本県における情緒通 級担当教員の情緒障害教育経験年数の平均は、全国 平均より長いことが明らかである。

5. 在籍学級担任及び保護者との連携について

(1) 在籍学級担任との連携

在籍学級担任との情報交換の方法については,以下に示す通りである(複数回答有り).

- ・担任の会
- ・連絡帳
- ・電話
- ・在籍学級訪問(1学期に1回)
- ・担任による来校
- ・在籍校への授業参観
- ・通知表
- ・在籍学級担任による通級教室訪問

情緒通級教室では、随時在籍学級担任と連絡がとれるように努力している。それぞれの方法を適宜利用しながら、在籍学級担任との連携を計っていることからもわかるように、在籍学級担任との連携は不可欠であると考えられる。

(2) 保護者との連携

保護者との連携の方法については,以下に示す通りである(複数回答有り).

・保護者来校時の話し合い(自校通級の保護者に は週1回,他校通級の保護者には送迎時の5分 程度)

- ・家庭訪問時の話し合い
- ・保護者会
- ・連絡帳
- ・電話
- ・授業参観
- ・通知表
- ・グループ学習
- ・通信

保護者との連携も在籍学級担任と同様重視されており、内容としては、保護者の希望や日常生活(家庭や学校)の様子、興味・関心、教育相談等があった。他校通級の保護者が、自校通級の保護者より相談の機会が多いことが回答者全員から指摘された。これは、他校通級の児童が保護者を伴なって通学することによるものと思われる。

(3) 各機関との連携

関連機関として想定される児童相談所や大学との 連携は、ほとんど実施されていない。今後は現場と 各専門機関のそれぞれの専門性を生かしながら情報 交換をすることで、有効な連携体制を考えていく必 要があると考えられる。

(4) 保護者同士の関わり

レクリエーションや学習会,見学会等が行われている.最近では,レクリエーション時に,父親参加や家族全員参加が増加する傾向がみられるという回答があった.

6. 情緒通級指導教室の理解・啓発活動について

情緒通級教室の理解・啓発活動の対象については, 自校の教職員,在籍学級担任,他の児童,保護者が 挙げられた.各学校間で大きな違いはみられなかっ か

自校の教職員に対しては、校内研修を利用する場合がほとんどで、子どもの発達段階等、一般的な知能をまず普及する必要があることから、主に職の場が利用されている可能性が考えられる。また、他の児童に対しては、教室を開放する等、実際には、を共有する機会をつくっている。保護者に対してかきを投便り、PTA広報等の利用が多いには、同和教育や公開授業を通してかかた。なかには、同和教育に対して、情緒通級教いうなの教職員や児童、保護者に対して、情緒通級教いうなの教職員や児童、保護者に対して、情緒通級教いうなの教職員を発活動を行い、少しずつ解決するといまのの教職員を発活動を行い、少しずつ解決するといまなの理解・啓発活動を行い、生籍学級担任の関係づくり等のに、情緒通級教室の理解・啓発活動を行って児童の学校もあった。しかし、在籍校訪問を行って児童の

状態を把握することの意義が、自校の教職員に理解 してもらえず、校外に出にくいという意見もあった。

また、他校から情緒通級教室に通級する児童に対して、その学校の通常学級児童から、「(あの児童は)なぜ、この教室に来ているのか」と尋ねられたときの対応が難しいという意見が出された。これは、小学生に情緒障害の意味をわかりやすく説明することの困難さと、通級児童のプライバシーに抵触する恐れがあるためという2つの理由による。このことより、自校の通常学級児童における、情緒通級教室及び児童に対する理解への適切な指導が必要であると考えられる。

また、地域への通級教室の理解・啓発活動については、特に働きかけは行われていないという現状が明らかになった。

7. 特殊教育関係の研修会等への参加について

情緒通級教室担当教員が,過去1年間に参加した公的機関および公的機関以外による研修への参加を挙げた(複数回答有り).

- 九州情緒教育研究会
- · 県情緒障害児教育研究会
- ・グループ研修会(熊本市特殊教育研究会)
- ・TEACCH (Treatment and Education of Autistic and Related Communication Handicapped Children:自閉症児・者のための個別教育プログラムの総称)の会
- ·LD親の会
- ・自閉症親の会
- ・各種講演会
- ·全国情緒障害教育研究会
- ・特殊教育普及セミナー(国立特殊教育総合研究 所)

特殊教育関係の研修への参加は、公的機関以外の 研修への参加も多くみられ、情緒通級教室の担当と しての専門性の向上に対する意欲が高いと考えられ る.しかし、時間的・金銭的に難しく、自己研修の 場がなかなか持てない、また、同一教育事務所管内 等距離的近い場所での研修が少ないという意見があっ た.通級教室担当教員が複雑化・多様化する児童の 実態を把握し、適切な指導を行うには、より一層の 専門性の向上に努める必要があり、その専門性を つ担当教員養成のための研修の充実が急務である。 毎年、全国規模で開催される研修会や研究会、市内 や県内の研究会、各講習会等があるが、これらに参 加しやすい校内指導体制を構築することも今後の課 題となる.

8. 通級指導教室の運営費及び設備について

通級制に移行することによって、特殊教育として の予算枠はなくなる。そこで、情緒通級教室の運営 費について調査した。その結果、すべての教室が校 内での対応や、保護者負担によって運営されていた。 特に他校通級児童については、設置校の予算を受け ているという現状からも予算工面は困難である。具 体的には以下のような実態がみられた。

- ・校内での対応で購入(必要経費5万円程度)
- ・教材費を保護者から年間1万5千円集金
- ・「手をつなぐ育成会しからの寄付
- ・親の会で毎月5百円集金

まとめ

1. 情緒通級指導教室の設置状況について

通常学級において、多様な教育的ニーズをもつ児 童の学力の保障ができる通級制度は、法的に整備されたが、本県の情緒通級教室についての設置は進められていない。しかし、情緒通級教室に通うことで、その教育的ニーズが満たされる児童は、熊本市、八代市以外に、県内全域にいるはずである。人口動向、市周辺地域の宅地開発等によっても、現在の設置校の担当教員からは、熊本市北部・西部地域、八代市近隣の大規模校への増設の必要性が示された。

2. 情緒通級指導教室に関する理解の促進の必要性情緒通級教室担当教員は、複雑化、多様化する児童の実態を把握し適切な指導が求められるため、より一層の専門性が必要になってきており、各研修の充実が望まれる。そして、そうした研修の参加や在籍学級訪問が行われやすくなるための校内指導体制も必要となる。

在籍学級担任をはじめ、全教職員の情緒通級教室に対する理解の促進を図ることは、非常に重要であると考えられ、このことで、在籍学級担任との連携がさらにとりやすくなり、児童の実態もわかり合えることが容易に予想できる。また今後、ある学校の単なる通級教室ではなく、学校外への情緒通級教室の理解の促進も図られべきであると考えられる。

3. 情緒通級指導教室における指導形態の再検討

情緒通級教室が、一人ひとりのニーズに合う指導 の場を提供していく上で、以下の検討課題があるこ とが示された。それは、情緒障害と分類される児童 の障害タイプに関わる問題である。すなわち,情 緒通級教室は発達障害群と心因性障害群という質の 異なる障害のタイプの児童を対象としている通級 制がどちらの群に対しても,その教育的ニーズを満 たしていくためには,どのような指導形態が適し ているのかについて再検討する必要があると思われ る。

文 献

猪股みゆき・古川字― (2000) 旭川市における情緒学級(通 級システム)在籍児のその後の歩みー質問紙調査を通して保 踱者の声から学ぶことー。情緒障害教育研究紀要,19,165-200.

国立特殊教育総合研究所情緒障害教育研究部 (1998) 全国小・

中学校情緒障害特殊学級及び通級指導教室についての実態調 査報告告. 国立特殊教育総合研究所.

熊本大学教育学部障害児教育学科古田研究室 (2001) 熊本県 における特殊教育の現状と課題ー通級制導入後の実態調査の 結果からー。

路閣

調査実施にあたっては、調査対象校の学校長及び 担当教具には、ご多忙な中、貴重な時間をさいてい ただきました。ここに深く感謝申し上げます、特に、 熊本市立五福小学校川上育美教諭、同健軍小学校教 諭井上茂子教諭には、貴重なご指摘をいただきまし た、深くお礼を申し上げます。

資料 1

学校訪問時における情緒通級指導担当教員への質問事項

I 通級教室に来ている児童について

自校通級児童と他校通級児童のそれぞれの人数、学年、障害別児童生徒数等

(1) 学年ごとの児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	BH
自校							
他校							

(2) 障害別児童数

	自閉症	LD	ADHD	不登校	精神病	神経症	かん黙	その他
自校								
他校								

- (3) (2)のその他に入る児童について
- (4) 通級指導教室児童の対応範囲
- (5) 指導教員としての入級基準・終了基準について
- Ⅱ 担当教員について

(1)	1	教職経験年数	()年	
	2	特殊教育の経験年数	()年	
	3	情緒通級指導教室担当として	ての経験年数()年	
	4	特殊関係の免許状	有()・無	
	(5)	現在担当している校務分な	()
	6	他教室での週授菜時数	()時間	
	7	部活動担当	有() · 無	
101	p±:	脚砲なについて			

- **(2) 時間配分について**
- (3) 通常学級担当の教員との連携について
 - ① 自校通級の学級担当の教員
 - ② 他校通級の学級担当の教員
- (4) 保護者との連携について
 - ① 自校通級の保護者
 - ② 他校通級の保護者

古田弘子・本田華代・小野美和子・西 正道・安武和幸

- (5) 保護者からの相談内容について
 - ① 自校通級の保護者
 - ② 他校通級の保護者
- (6) 保護者同士の連携について(例:親の会等)
- Ⅲ 指導について
 - (1) 基本となっている週時間側について
 - (2) 児童による指導時間数の違いにどこについて
 - (3) 教科の補充指導について
 - ・対象児童 ・教科 ・時間/週 ・経緯(理由)

IV その他

- (1) 児童の個別の指導計画の作成について
- (2) 通級指導をする上での悩み
- . (3) 悩みを相談する相手
 - (4) 過去1年間の研修について
- (5) 学校長や他の教員への啓発
 - (6) 校内研修での悄緒通級指導教室の位置づけ
 - ① どのような形で
 - ② どの程度
 - (7) 教室運営の予算
 - (8) 地域や、保護者への啓発
 - (9) 地域・支部での情緒通級指導教室の配置についての意見
 - (10) 情緒通級指導教室担当者としての率直な感想